院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を院内全体として取り組み、院内に関わる全ての人々を対象として、感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策組織に関する基本事項

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなどの院内感染対策活動の中枢的な役割を担うために、「院内感染管理者」を配置しています。院内感染管理者は、年2回程度春日井市 民病院、医師会が開催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しています。

さらに、院内感染管理者は1週間に1回程度、院内を巡回し、院内感染事例の把握及び院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っています。

3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

当院の細菌検査結果や感染報告書などから微生物の検出状況を把握し、感染症の発生状況等を 過去1年間に4回以上、春日井市民病院に報告を行っています。また、院内の抗菌薬の使用状況に ついても春日井市民病院に報告を行い、適正使用について助言を受けています。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合の対応について、春日井市民病院と協議し地域連携に係る 体制を整えています。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様から閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7 その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。